

鋼船規則

鋼船規則検査要領

D 編

機関

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編

2008 年 第 1 回 一部改正
2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号 / 達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議
2007 年 12 月 25 日 理事会 承認
2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

D 編 機関

規
則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

2008年2月27日 規則第9号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

改正その1

12章 管，弁，管取付け物及び補機

12.1 一般

12.1.6 特殊な材料の使用

-2.(3)を次のように改める。

(3) 構造要件

非金属製フレキシブル管については，次の要件によること。

- (a) **12.3.4-1.(1)**から**(6)**に掲げる用途の管に使用される場合には，金属ワイヤー又は適当な材料を編込むことにより，補強されたものとする。ただし，本会が特に認める場合にあつては，この限りではない。
- (b) バーナーへの燃料供給管に使用される場合には**(a)**の要件に加え，さらに編組された金属ワイヤーにより外側を保護されたものとする。
- (c) 可燃性油管及び浸水のおそれのある海水管に使用される場合には，耐火性のものとする。

附 則（改正その1）

1. この規則は，2008年7月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶（以下，「現存船」という。）にあつては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず，船舶の所有者から申込みがあれば，この規則による規定を現存船に適用することができる。

13章 管艙装

13.2 配管

13.2.5 隔壁弁

-2.を次のように改める。

-2. 船首隔壁を貫通する管には、~~乾玄甲板~~隔壁甲板の上方から操作し得る適当な弁を取付け、弁室を当該隔壁の船首側に取付けなければならない。ただし、すべての使用状態の下で容易に接近することができ、かつ、その設置場所が貨物区域でない場合には、弁を船首隔壁の後側に取り付けることができる。また、この弁の遠隔開閉装置は省略して差し支えない。

13.4 排水装置、衛生装置等

13.4.1 一般

-3.(2)及び-4.(2)を次のように改める。

-3. 乾玄甲板直上の閉塞された船楼又は甲板室からの排水管は、船内ビルジだめに導かなくてはならない。ただし、次の(1)から(3)の規定により弁を備える場合は、船外に導いて差し支えない。

- (1) 乾玄甲板上の場所から積極的に閉鎖することができる自動逆止弁 1 個又は積極的閉鎖装置のない1個の自動逆止弁と乾玄甲板上の場所から閉鎖できる1個の止め弁を設けること。ただし、排水管が乗組員を配置した機関室内において外板を貫通して船外へ導かれる場合は、その場所で積極的に閉鎖できる弁を外板に直接取付け、かつ、船内側に1個の逆止弁を備えたものとして差し支えない。なお、乾玄甲板上の場所から閉鎖することができる弁の操作装置は、開閉指示器を備え、かつ、容易に近寄ることができる場所に設けること。
- (2) 満載喫水線から排水管の船内開口端までの垂直距離が $0.01L_f$ を超える場合は、前(1)の弁の代りに積極的閉鎖装置のない自動逆止弁 2 個とすることができる。この場合において、船内側の弁は、常時開放点検のできる場所で、かつ、~~熱帯満載喫水線規則 C 編 4.1.2(3)~~規則 C 編 4.1.2(3)に規定する最高区画喫水より上方に設けること。ただし、2 個の自動逆止弁の間にその場所で操作できる止め弁を設けた場合にはこの限りでない。
- (3) 前(2)に掲げる垂直距離が、 $0.02L_f$ を超え、本会が差し支えないと認める場合は、前(1)及び(2)の弁の代りに、積極的閉鎖装置を有しない自動逆止弁 1 個とすることができる。

-4. 乾玄甲板より下方の各甲板からの排水管は、船内ビルジだめに導かなくてはならない。ただし、次の(1)及び(2)の規定により弁を備える場合は、船外に導いて差し支

えない。

- (1) 乾舷甲板上の場所から積極的に閉鎖することができる自動逆止弁又は積極的閉鎖装置のない1個の自動逆止弁と乾舷甲板の場所から閉鎖することができる1個の止め弁を設けること。なお、乾舷甲板の場所から閉鎖することができる弁の操作装置は、開閉指示器を備え、かつ、容易に近寄ることができる場所に設けること。
- (2) 満載喫水線から排水管の船内開口端までの垂直距離が $0.01L_f$ を超える場合は、前(1)の弁の代わりに積極的閉鎖装置のない自動逆止弁2個とすることができる。この場合において、船内側の弁は、常時開放点検ができる場所で、かつ、熱帯満載喫水線規則 C 編 4.1.2(3)に規定する最高区画喫水より上方に設けること。

13.5 ビルジ管装置及びバラスト管装置

13.5.3 ビルジ吸引管の内径

-1.を次のように改める。

-1. ビルジ吸引主管、直接ビルジ吸引管及び各水密区画のビルジ吸引支管は、次の(1)及び(2)の算式による内径のもの又は算定した値に最も近い内径を有する標準管を使用しなければならない。ただし、その標準管の内径が算定した値より 13mm 以上不足する場合には、1ランク大きい標準管を使用しなければならない。

- (1) ビルジ吸引主管又は直接ビルジ吸引管

$$d = 1.68\sqrt{\cancel{L}L_f(B+D)} + 25 \quad (\text{mm})$$

- (2) ビルジ吸引支管

$$d' = 2.15\sqrt{l(B+D)} + 25 \quad (\text{mm})$$

d : ビルジ吸引主管又は直接ビルジ吸引管の内径 (mm)

d' : ビルジ吸引支管の内径 (mm)

~~L~~ 、 B 及び D : それぞれ船の長さ、幅及び深さ (m)

L_f : A 編 2.1.3に規定する船の乾舷用長さ (m)

ただし、13.4.1-5.(2)の適用を受ける船舶の D にあつては次による

- (a) 船の全長にわたって乾舷甲板直上に閉囲された貨物区域を有する船舶にあつては乾舷甲板直上の甲板までの船の深さ (m)
- (b) 船の全長にわたって乾舷甲板直上に閉囲された貨物区域を有しない船舶にあつては船の深さに $(l \times h / \cancel{L}L_f)$ を加えたもの (m)。この場合 l 及び h は乾舷甲板直上の閉囲された貨物区域の全長及び高さとする。

l : ビルジ吸引支管により排出すべき区画の長さ (m)

附 則（改正その2）

1. この規則は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

D 編 機関

要
領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2008年2月27日 達 第5号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

改正その1

D12 管, 弁, 管取付け物及び補機

D12.1 一般

D12.1.6 特殊な材料の使用

-6.として, 次の1項を加える。

-6. 規則 12.1.6-2.(3)(a)にいう「本会が特に認める場合」とは, テフロン及びナイロン等の補強が困難な材料を使用する場合をいう。ただし, この場合であっても, 適当な材料により, 外側を保護する等の補強をできる限り行うこと。

附 則 (改正その1)

1. この達は, 2008年7月1日(以下, 「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶(以下, 「現存船」という。)にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず, 船舶の所有者から申込みがあれば, この達による規定を現存船に適用することができる。

D13 管艙装

D13.2 配管

D13.2.5 隔壁弁

-1.を次のように改める。

-1. 規則 D 編 13.5.10 の規定が適用される場合、航海船橋又は常時乗員が配員される主機関制御場所から暴露甲板を経ることなく迅速かつ安全に接近できる閉囲された場所において操作できる隔壁弁については、規則 D 編 13.2.5-2.で要求される~~乾舷甲板~~隔壁甲板の上方から操作し得る弁とみなす。

-4.として次の1項を加える。

-4. 規規則 D 編 13.2.5-2.に規定される船首隔壁を貫通する管は、原則として1本とすること。ただし、船首倉が2種類の液体を積載するように仕切られている場合には、本会が第2の管の取付けに代わる実質的な措置がないこと及び船首倉における区画の増設により船舶の安全が維持されることを認めた場合に限り、隔壁甲板の下方において規規則 D 編 13.2.5-2.の規定を満足するねじ締め弁をそれぞれ設けることで、2本として差し支えない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。